

市民講座

不安がいっぱい？！

マイナンバー制度

国民総背番号のマイナンバー制度が10月5日から施行されました。この制度が市民に知らされないままスタートしています。疑問や不安の声が広がっています。制度の内容と問題点について専門家のお話を聞くことにしました。どなたでも参加できます。

第1部 (14:00 ~ 14:45)

◎制度の説明 (市の出前講演)
北九州市情報政策部より

第2部 (14:50 ~ 16:00)

◎マイナンバー法の問題点
天久 泰 弁護士

とき

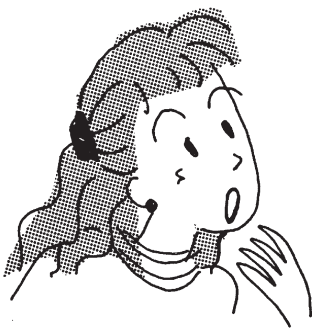
11月14日(土)

午後2時より

ところ

**コムシティ 子どもの館
こどもホール7階 (黒崎駅ヨコ)**

資料代 300円



どなたでも
参加できます

マイナンバー法

第1条 (目的)

- ・行政の効率化
- ・国民の手続きの負担の軽減

第3条 (番号利用の基本)

- ・行政運営の効率化。国民の利便性の向上
- ・社会保障制度、税制その他の行政分野における給付と負担の適切な関係の維持に資する

主催 平和とくらしを守る北九州市民の会

連絡先 北九州市小倉北区田町 13-21 ☎093-592-5000